

基本目標3

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を市や市社協の窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。しかし、福祉に関する情報提供は専門性を有するものが多いことから、住民の理解が十分に進んでいない場合もあります。

また、住民の中には、視覚障害者や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民にとっても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときにいつでも必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2) 情報バリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①福祉サービスに関する情報提供と情報の共有化				
住民が適切に福祉サービスを利用できるよう、市や市社協広報紙、報道機関を活用し、情報提供しています。	利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすい情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 介護保険課 子育て支援課 市社協 地区社協
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進				
介護保険制度や後期高齢者医療制度などは、制度改正が多くわかりにくいとの声があるため、対象者に対してわかりやすい説明に努め、理解の促進を図っています。	制度の改正について迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトなどを活用し、引き続き、理解促進のために情報発信します。	—	—	社会福祉課 障害福祉課 介護保険課 国保年金課
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供				
本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」を市役所や福祉センター、在宅介護支援センター等の窓口に配置するほか、民生委員に配布し、必要な人へ情報が届くようにしています。	適切な情報を提供できるよう、毎年加除修正を行い、引き続き、民生委員に配布するとともに各窓口に配置します。	—	—	社会福祉課 障害福祉課

(2) 情報バリアフリー化とわかりやすい情報の提供

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①市、市社協公式ウェブサイトの充実				
アクセシビリティに準拠して、視覚障害者や高齢者に配慮した文字拡大などの表示や音声読み上げソフトに対応した表現を用いるなど、誰もが必要な情報に容易にたどり着けるよう、工夫したウェブサイトを作成しています。	今後の情報環境や各種端末の変化に対応するとともに、利用者のニーズを踏まえ、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。	—	—	秘書課 市社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
②点字、音声による情報提供の推進				
視覚障害者が必要な市政情報を把握できるよう、市広報紙をCD等に録音して、視覚障害者宅へ送付する声の広報発行事業を実施しています。	インターネットの普及等により、市公式ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、本事業を継続しつつ、市公式ウェブサイトの充実を図ります。	—	—	障害福祉課
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業				
聴覚障害者等への手話通訳者の派遣及び難聴者や中途失聴者への要約筆記者の派遣を行っています。また、障害福祉課窓口にも手話通訳者を配置しています。	利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、ニーズが増加している窓口での手話通訳者の充実など適切なサービス提供ができる体制を検討します。	321件	350件	障害福祉課
④外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供				
外国人住民が転入する際に4言語で翻訳した生活ガイドブックを配布し、暮らしに必要な基本的な制度や申請、ごみ出しの方法などについて、多言語で情報提供しています。	生活ガイドブックは、毎年1言語ずつ改訂しており、次回の改訂までに情報が古くなることがあるため、全言語で最新の情報が提供できるよう検討します。	4言語	4言語	市民協働課



基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。

今後、複雑、多様化したニーズに迅速に対応するには、相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において、早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

施策方針

- ① 地域における多様な生活課題を把握し対応するため、住民が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握できる体制づくりを支援します。
- ② 困りごとを抱えている人が、市の担当窓口や在宅介護支援センターなどへ問題が複雑化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- ③ 地域包括支援センターなど専門相談機関において、虐待や複雑化してしまった課題を解決するため、他の分野を含め様々な機関と連携するなど適切な対応ができるよう、機能強化を図ります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 気軽に相談できる各種相談窓口の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①市民相談窓口の充実				
市広報紙や市公式ウェブサイトなどを通じて相談窓口の周知を行うとともに、市民のニーズに応じて相談対応を行う各種相談窓口を開設しています。	市民のニーズを踏まえ、相談員の専門性の向上など、相談窓口の充実を図ります。	—	—	市民課
②市社協の各種相談窓口の充実				
市社協では、介護保険法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく相談業務を事業者として行うほか、生活困窮者への貸付け相談やボランティア相談、心配ごと相談、福祉法律相談、制度の狭間にある人に対応するふれあいサービスセンターなど、多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。	市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を充実させるとともに、複合的な課題を持った人にも迅速に対応できるような市社協の体制づくりに努めます。	市社協広報掲載回数 1回	1回	市社協
③NPOの相談窓口の周知				
市内には、36の特定非営利活動法人(平成25年9月30日現在)があり、その内12団体は保健、医療、福祉分野を主たる活動分野として活動しています。これらの中には、福祉サービスの提供や相談事業を実施している団体もありますが、十分把握できていないのが現状です。	NPOによって実施されている相談事業を把握し、相談窓口の周知に努めます。	—	—	市民協働課 市社協

(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援				
町内福祉委員会の活動において住民の困りごとを確認し、解決に向けて地域の中で話し合うとともに、適切な相談窓口や関係機関につなげるよう支援しています。	地域の要援護者等の実態把握や声かけ、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。	地域見守り活動 推進事業実施 町内福祉委員会数 16町内福祉委員会	75町内福祉委員会	地区社協

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
②民生委員活動の住民への周知と活動支援				
身近な相談相手として民生委員の存在や役割を住民に周知するために、市や市社協、地区社協の広報紙を活用して、民生委員の活動を定期的に紹介しています。	今後も広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。	—	—	社会福祉課 地区社協 市社協

(3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者の相談窓口の充実と周知				
高齢者の相談支援は、介護保険サービス利用者は担当する介護支援専門員が行っているほか、住民の総合相談窓口として中学校区に在宅介護支援センター、その後方支援及び専門相談機関として地域包括支援センターを市内に2か所設置しています。	引き続き、在宅介護支援センター、地域包括支援センターの周知を図るとともに、町内福祉委員会や地区社協と協働し、困りごとの早期発見ができる体制づくりを検討します。また、3か所目の地域包括支援センターを設置します。	地域包括支援センター 設置数 2か所	3か所	介護保険課 市社協
②障害のある人の相談窓口の充実と周知				
障害のある人の相談支援は、市及び市社協で対応してきましたが、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の改正に伴い、平成25年度は8か所の相談支援事業所が障害児者の福祉サービス利用の相談に対応しています。	相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の整備を目指します。	相談支援事業所数 7事業所	13事業所	障害福祉課 市社協
③健康に関する相談窓口の開設				
保健センターで保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が面接、電話で健康に関する相談に応じています。	不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	相談窓口開設日数 保健センター 全開所日数	保健センター 全開所日数	健康推進課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
④子育てに関する相談窓口の充実と周知				
保健センターで保健師等による育児相談を行うほか、子育て支援課では、家庭相談員による児童相談、子育ての総合拠点施設「あんぱーく」や子育て支援センターでは子育ての相談に幅広く対応しています。教育センターでは、家庭相談員や臨床心理士による就学相談、教育相談等も行っています。	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育て応援サイト（市公式ウェブサイト内）や子育て支援情報紙などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。また、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるように、相談の機会や場を確保します。	相談件数 相談窓口開設日数 子育て支援課・あんぱーく 1,822件 教育センター 3,123件 保健センター 全開所日数	子育て支援課 あんぱーく 1,850件 教育センター 3,200件 保健センター 全開所日数	子育て支援課 学校教育課 健康推進課
⑤ひとり親家庭の相談窓口の充実と周知				
ひとり親家庭や寡婦の人を対象に、生活の安定や就労、家庭や子育ての相談など、生活全般の相談、指導を実施しています。	引き続き、ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	母子自立支援員 相談件数 649件	850件	子育て支援課
⑥ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の充実と周知				
女性相談員による「市民女性悩みごと相談」を実施するとともに、人権相談や市民相談、育児相談の中でもDVに関する相談に応じています。	DV基本計画に基づいて、専門性の高い相談員の配置や関連機関や団体との連携強化などを進めます。	DV庁内連絡会議 開催回数 2回	2回	市民協働課 市民課 子育て支援課



基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

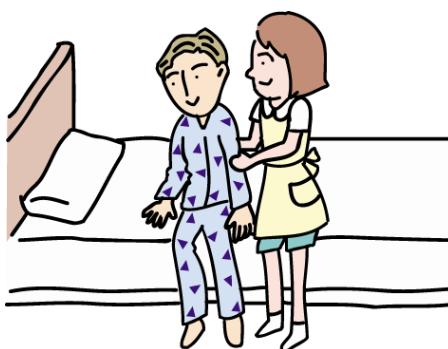
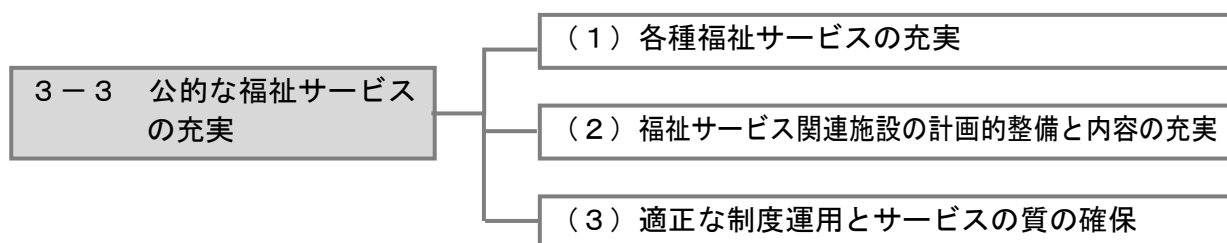
子どもの保育サービスから高齢者の介護サービスまで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方、仕組みは変化していますが、依然、公的サービスの果たす役割は大きく、市は住民や福祉事業者との連携の下、適切なサービスを提供し、子どもから高齢者まで地域の中で必要なサービスを選択できることが重要です。

施策方針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者福祉や障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

(1) 各種福祉サービスの充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者に対する福祉サービスの充実				
高齢者に対して生活支援のためのサービスを実施しています。また、介護が必要な状態になったときには、介護保険サービスが利用できます。	できる限り住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるようにするため、必要に応じて自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、引き続き、サービスの実施をします。 また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいやインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②障害のある人に対する福祉サービスの充実				
障害のある人が地域で暮らし続けられるよう、障害のある人の通所施設や居宅介護等の制度を推進する取組みを行います。 障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行され、精神障害者や難病患者も他の障害のある人と同様のサービスが受けられるようになっていきます。	障害福祉制度の充実を図るとともに、障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援を充実します。	—	—	障害福祉課
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実				
次世代育成支援推進法に基づき、安心して子どもを産み、育てられる社会を形成するため、市、事業者、地域が連携して子育て支援施策を推進しています。	子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種保育サービスの充実を図り、子育て世帯を支援します。	—	—	子育て支援課

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
④介護予防事業の充実				
個々の高齢者の生活機能や参加の向上と、それによる一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援することで、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目的に介護予防事業を実施しています。	より多くの高齢者が健康寿命をできる限り伸ばし、長寿社会をつくれるよう、より多くの人々が介護予防事業に参加できる仕組みを検討し、実施します。	介護予防事業参加者数		介護保険課 健康推進課 市社協
		一次（町内会健康体操教室等）延 9,324人 二次 実人数69人	一次（町内会健康体操教室等）延 10,000人 二次 実人数100人	
		スッキリ ・しゃっきり体夢 延5,389人	スッキリ ・しゃっきり体夢 延6,000人	
⑤家族介護者に対する支援の充実				
要介護者が居宅で自立した日常生活を営むために、過度な負担を抱えがちな家族介護者に対して、介護人手当を支給しています。また、介護者同士の語り合いや専門職による学習、リフレッシュなどを目的に介護者のつどいなどを開催しています。	家族介護者の身体的、精神的負担を軽減するとともに、介護者相互の交流を促進するため、支援をします。	介護人手当受給者数、介護者のつどい開催数		社会福祉課 地区社協 市社協
		介護人手当受給者数 248人	介護人手当受給者数 400人	
		介護者のつどい 延38回 (地区社協、市社協)	介護者のつどい 延50回 (地区社協、市社協)	



(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者福祉施設の整備				
介護保険事業計画では、施設利用ニーズに応じて、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めています。また、介護保険制度以外では、養護老人ホーム、生活支援ハウスの設置などを行っています。	介護保険制度では、特に地域密着型サービスの基盤整備を進めます。また、介護保険制度以外の施設も、施設の有効活用ができるよう検討します。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②障害者福祉施設の整備				
グループホームの建設費の一部補助と、グループホームを併せて建設する生活介護事業所の建設費の一部補助を行い、施設整備を促進しています。	障害のある人の住環境整備、長期入院及び施設入所から地域生活へ移行(地域移行促進)する障害のある人など、地域生活の場としてのグループホームの役割が重要となるため、施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等に対し、開設を支援します。	—	—	障害福祉課
③保育所の整備				
安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、老朽化した園舎の改築やトイレなどの改修、修繕を計画的に行っています。	引き続き、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮し、効率的かつ効果的な整備計画を策定し、施設整備を実施します。	—	—	子育て支援課
④児童クラブの整備				
昼間、保護者が就労等で家庭にいない小学校低学年児童(1～3年生)を預かり、遊びや生活をする場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っています。	子ども・子育て支援新制度において6年生までの拡大という子育て支援策が明記されており、今後、入会希望者が増加した場合の受入れを検討します。	—	—	子育て支援課

(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①福祉事業者による苦情相談窓口の設置の拡充				
介護保険法、障害者総合支援法ともに、利用者の苦情に対して適切に対応するため、福祉事業者は自ら苦情相談窓口を設置し、その解決にあたるのが義務づけられています。市が指定申請先であるものは、申請受付時に指導をしています。	引き続き、利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう実地指導等を進めるとともに、利用者等に対し苦情解決制度や相談窓口を周知します。	—	—	障害福祉課 介護保険課
②県運営適正化委員会などの苦情相談窓口の利用の促進				
利用者と福祉事業者との間で解決できない苦情に関しては、市で受け付けるほか、介護保険では「愛知県国民健康保険団体連合会」、その他のサービスでは「愛知県運営適正化委員会」の活用を図っています。	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に確認を行い、的確に県などの相談窓口につなぎます。	—	—	障害福祉課 介護保険課
③保育所における苦情解決体制の整備				
苦情意見対応マニュアルを作成するとともに、第三者による苦情解決委員を委嘱し、苦情解決の体制を整備しています。	引き続き、苦情解決の仕組みを入園のしおり等に記載するなど、保護者への十分な周知を図り、的確に機能させます。	—	—	子ども課
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進				
福祉事業者が、サービスの質を高め、利用者への良質かつ適正なサービスの提供と利用者が適切にサービスを選択できるよう、福祉事業者に第三者評価と自己評価の実施を働きかけています。	引き続き、福祉事業者に対し情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を行うように働きかけます。	—	—	障害福祉課 介護保険課 子ども課

基本施策 3-4

セーフティネットの整備

現状と課題

疾病等により一時的に生活費などに困る人もいるため、こうした世帯の更生と経済的自立を助長するための資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴って、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用を推進しています。

増加している子どもや高齢者などに対する虐待、夫婦や恋人間でのDVなど、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。

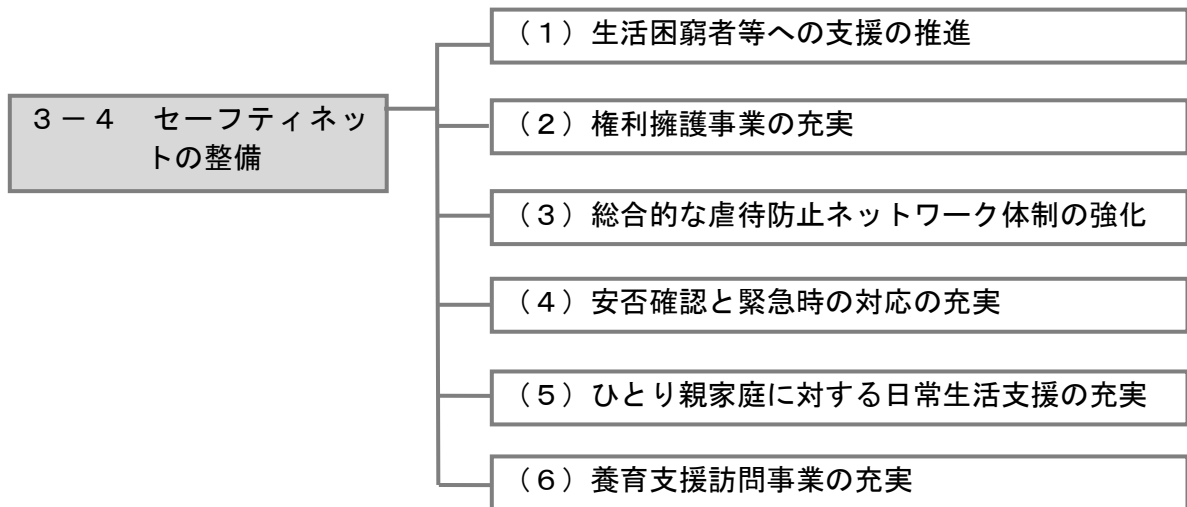
また、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、地域で孤立しないよう町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

今後も、本人の努力だけでは解決できない課題に対応ができるように、各事業の周知及び職員の資質向上を図ることが必要です。

施策方針

- ① 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度の平成27年度からの実施を踏まえ、生活困窮者への相談支援をより一層推進します。
- ② 判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないよう、日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の周知と活用を促進します。
- ③ 虐待やDV、いじめなどを許さない地域であることを周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ④ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種の虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対して、安否確認等を行う仕組みを検討します。
- ⑥ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 生活困窮者等への支援の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①貸付制度の周知				
生活困窮者や母子及び寡婦世帯、障害者世帯、低所得の高齢者世帯等を対象とした貸付け制度があります。 市では、愛知県が実施主体である修学資金等を貸付けする母子寡婦福祉資金貸付制度を運用しています。 市社協では、生活資金や高額療養費、高額介護費の貸付けを行う愛の灯資金貸付制度と、より緊急性の高い人を対象とした善意銀行貸付制度、愛知県社会福祉協議会が実施主体である世帯の経済的自立や安定を図るための生活福祉資金貸付制度を運用しています。	引き続き、制度を周知し、対象者の生活を経済的に支援するとともに、社会参加の促進を図るために相談援助を行っていきます。	市社協広報紙 掲載回数 1回	目標 1回	社会福祉課 子育て支援課 市社協

(2) 権利擁護事業の充実

事業名					
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課	
		実績 平成24年度	目標 平成30年度		
①日常生活自立支援事業の周知と利用の促進					
日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービス利用の手続等の援助、年金や福祉手当の受領の手続などの日常的金銭管理サービス、預貯金の通帳や契約書類の預かりサービスなどを行っています。	契約によるサービスのため、事業の契約内容を判断する能力がなくなった場合、サービスの提供ができなくなり、成年後見制度の利用が必要となります。円滑な支援の移行をするためにも、関係機関との連携を強化します。	市社協広報紙 掲載回数	1回	1回	社会福祉課 障害福祉課 市社協
②成年後見制度の周知と利用の促進					
判断能力が不十分なため、財産管理や契約行為などが困難な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対して、本人の財産や権利を守るため、これらの行為を行う後見人等を定める制度です。 通常は親族が裁判所に申立てをしますが、親族がいない場合は、市長が申立てすることもあります。 また、市社協では、親族等がおらず後見人等となる人がいない低所得者等を対象に、法人として後見人等を受任しています。	ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、ニーズが高まっています。特に、身寄りのない人に対しては、引き続き、後見人等の市長申立てなどの支援をします。判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないよう、市及び市社協が協働し取り組みます。	法人後見受任数	7人	15人	社会福祉課 障害福祉課 市社協

(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①虐待等防止地域協議会の機能の強化				
児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、DVも含めた虐待及び家庭内暴力の問題について、住民及び関係機関と連携し、虐待等の発生の防止、虐待等を受けた者及びその家族の適切な保護並びにこれらの者に対する支援体制について協議するために設置されています。	虐待対応件数が増加してきており、今後とも関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。また、地域と連携した虐待防止のための啓発活動を実施します。	協議会開催回数 3回	協議会開催回数 3回	子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 市民協働課
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進				
地域の中で子どもたちの安全を守り、健やかに育むため、いじめ問題などを含む様々な課題に対して、家庭と学校だけでなく、民生委員等の地域で見守る支援者なども含め、連携しています。	虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくり、見守り活動の人材育成などを進めます。	—	—	子育て支援課 子ども課 学校教育課 社会福祉課
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進				
児童、高齢者、障害のある人などの虐待防止に関する法律も踏まえて、通告の重要性や防止の呼びかけを、市広報紙、市公式ウェブサイト、チラシを活用して行っています。	引き続き、虐待の早期発見、通告の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成、関係機関職員の研修会などを開催するとともに、効果的な啓発方法について検討します。	啓発活動実施数 6回	啓発活動実施数 7回	子育て支援課 社会福祉課 障害福祉課 市民協働課



(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者孤立防止事業の推進				
福祉電話や友愛訪問活動、乳酸菌飲料宅配事業、緊急通報システム、給食サービスなどを実施し、安否の確認を必要とするひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などの安否確認を行うとともに、孤立防止を促進しています。	安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、引き続き、関係機関と連携し対応するほか、それぞれの情報を集約した効率的安否確認システムの構築及び情報共有について検討します。	利用者数		社会福祉課 地区社協 市社協
		福祉電話 362人	福祉電話 330人	
		友愛訪問 267人	友愛訪問 300人	
		乳酸菌飲料宅配 1,457人	乳酸菌飲料宅配 1,800人	
		緊急通報システム 322人	緊急通報システム 400人	
給食サービス 609人	給食サービス 700人			

(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①生活支援員の派遣				
ひとり親家庭において、疾病等生活環境の激変等の事由により、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っています。	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	派遣件数		子育て支援課
		1件	2件	

(6) 養育支援訪問事業の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①訪問介護員（家事支援）の派遣				
出産後概ね2か月までの母親が、核家族であるため昼間に支援を受けることができず、育児ストレス、孤立感等を抱えるおそれがある家庭に、訪問介護員が居宅を訪問し、家事支援を行い適切な養育の確保を図っています。	児童虐待の未然防止、早期発見から支援の必要のある家庭に対して訪問介護員が居宅を訪問し、家事支援を行います。	派遣件数		子育て支援課
		13件	15件	

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
②保健師等による訪問支援の充実				
若年の妊娠、望まない妊娠等により、妊娠期から継続的に支援を必要とする家庭、出産後概ね1年までの養育者が育児ストレス、産後うつ状態等を抱える家庭に訪問し、適切な養育の確保を図っています。	児童虐待の未然防止、早期発見から支援の必要のある家庭に対して、保健師、保育士等が居宅に訪問し、養育に関する助言指導を行います。	22件	25件	子育て支援課



基本施策 3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、連携体制の構築はまだ十分とはいえない状況です。

専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。

施策体系



推進施策・事業

(1) 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

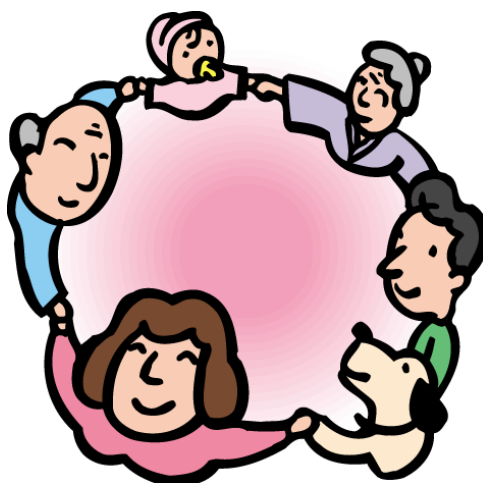
事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立				
高齢者が可能な範囲で在宅での継続的な生活ができるよう、地域包括支援センターと医師会が協働し、今後の連携に向けた関係づくりを行っています。	個々のケース検討会議が福祉関係者のみでなく多職種が参加した会議を増やせるよう、地域包括支援センターによる居宅介護支援事業所等への支援などを促進します。また、在宅医療と介護の連携体制の構築を目指します。	—	—	介護保険課 社会福祉課
②早期療育に向けた支援体制の確立				
教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係機関による療育担当者会を開催し、関係機関の情報共有と連携を図っています。	今後も保健、医療、療育、教育の各専門分野の連携を図っていきます。 子ども発達支援センターの開設に向けて、それぞれの機関の役割、連携のあり方を検討します。	—	—	子ども課
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進				
障害のある人が共に暮らせる地域をつくるため、関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う自立支援協議会を設置しています。また、同協議会の中に部会を設置し、市内でサービス提供する福祉事業者が、分野ごとに連携や支援のあり方について定期的に協議するとともに、必要に応じて特別支援学校など教育機関との連携を図っています。	引き続き、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。また、地域での見守り活動の推進、災害時の支援などの、福祉サービスと地域福祉活動が共通の課題を持つテーマを中心に、町内福祉委員会などとの連携について検討します。	—	—	障害福祉課

(2) 地域と専門機関との連携

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①地域ケア体制の推進				
市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、基幹相談支援センター、地区社協、福祉センターなどで協議し、高齢者、障害のある人の基本的な支援体制について、それぞれの機関の役割を明確化しています。また、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、地区社協で定期的に会議を開催し、地域ニーズの確認及び対応方法について検討しています。障害のある人が関係する場合など必要に応じて、基幹相談支援センターも参加しています。	専門機関の連携だけでなく、住民も加え、個別の問題を地域の課題として検討、予防していく地域ケア会議につながる検討をします。また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。	—	—	社会福祉課 介護保険課 障害福祉課 市社協 地区社協

(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化 (3-4-(3)の再掲)

事業名
①虐待等防止地域協議会の機能の強化 P103
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進 P103
③住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進 P103



基本施策 3-6

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

現状と課題

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、これらを解消するための自宅のリフォームについても支援しています。

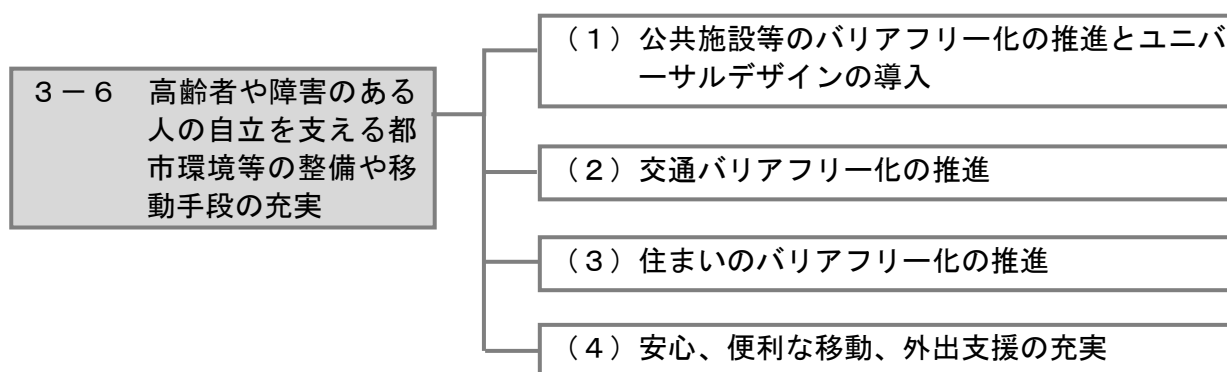
また、道路の段差の解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めています。その他、鉄道事業者に対して駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進める必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎へのエレベーター設置要請など、鉄道事業者をはじめとする民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

施策体系



推進施策・事業

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進				
保育所や小中学校においてトイレや、昇降口の段差改修などの工事を計画的に基づき実施しています。	学校施設等の改修工事を計画的に実施します。	改修数		建築課
		1施設	1施設	
②施設新設におけるユニバーサルデザインの導入				
新設施設はユニバーサルデザインを取り入れ、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく適合証の交付を受けています。また対象外施設でも可能な限りユニバーサルデザインを推進しています。	障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを導入します。	適合証交付件数		建築課
		1件	1件	

(2) 交通バリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①道路の段差等の解消の推進				
道路整備は、国土交通省が策定した「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」の基準に従っています。ただし、道路整備は順次行うため、まだガイドラインの基準に達していない道路もあります。	今後も、新規に道路整備を行う場合は、ガイドラインの基準に従い、バリアフリー化を進めます。	道路の段差等の解消路線数（累計）		土木課
		—	8路線	
②あんくるバスのバリアフリー化の促進				
あんくるバス車両の契約更新時に、バリアフリー対応の低公害車両の導入を行い、全車両が対応完了しています。	あんくるバスのバリアフリー化はすべて完了していますので、今後の契約更新時も引き続き、バリアフリー対応車両を導入します。	バリアフリー対応車両率		都市計画課
		100%	100%	

③駅舎のエレベーター設置など民間施設のバリアフリー化への要請				
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に伴う名鉄新安城駅及びJR安城駅のバリアフリー化(エレベーター設置)を行いました。	市内には、現在バリアフリー新法に適合していない名鉄新安城駅があり、今後もバリアフリー化整備に向けて、鉄道事業者と協議し改善を働きかけます。	—		都市計画課
		—	—	

(3) 住まいのバリアフリー化の推進

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業				
高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けている人などが自宅で自立した生活を送ることができるよう、手すりの取付けや段差の解消などの際に利用できます。介護保険サービスとは別に本市独自のサービスとなり、介護保険での住宅改修費の支給と重複してサービスを利用している人もいます。	市独自サービスのため、引き続き、対象者への利用を促します。また、利用はリフォームヘルパー、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、担当の介護支援専門員による事前申請が必要となるなどの注意点を周知します。	助成件数		社会福祉課
		176件	200件	
②リフォームヘルパー派遣事業				
介護福祉士、建築士等の専門職で構成するリフォームヘルパーチームが、対象者の自宅へ訪問し、住宅改修等について専門的助言を行います。	多様な専門職がチームで支援することにより、専門性を活かした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進します。	派遣件数		社会福祉課
		26件	30件	
③市営住宅のバリアフリー化				
老朽化している市営住宅の改良や改善を計画的に行うとともに、住宅の改良、改善には、バリアフリー化など高齢者や障害のある人の生活に配慮して進めています。	今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害のある人に配慮し、整備に努めます。	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率		建築課
		51.3%	59.6%	

(4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

事業名				
事業の概要と現状	今後の方向性	目標指標		主担当課
		実績 平成24年度	目標 平成30年度	
①車いす貸出し事業				
外出の支援のため、市内在住で、家庭での日常生活に支障のある人、障害のある人、福祉関係者及び福祉施設関係者を対象に、一時的に車いすが必要な人に1か月を限度に車いすを無償で貸し出しています。	けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。	貸出し件数		市社協 地区社協
		556件	600件	
②車いす移送車の貸出し事業				
車いす利用者の外出支援のため、市内在住の車いす利用者、市内福祉団体及び福祉施設関係者を対象に、車いす移送車を無償で貸し出しています。	施設への送迎や行楽、買い物など在宅生活を支えており、定期的な利用者も多いため、事業を継続します。	貸出し件数		市社協 地区社協
		419件	500件	
③高齢者外出支援サービス事業				
一般のタクシーに乗れない高齢者が、車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用して、医療機関や福祉施設への通院、公共施設の往復等をする場合に、その利用料金の一部を助成しています。	利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。	交付人数		社会福祉課
		512人	600人	
④福祉タクシー料金助成事業				
障害のある人が医療機関への通院等のためにタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成しています。	利用者にとって使いやすい制度となるよう検討します。	交付人数		障害福祉課
		1,087人	1,200人	
⑤あんくるバスの運行				
高齢者や障害のある人の社会参加の促進などを目的としたコミュニティバスを運行しています。	75歳以上の高齢者や障害のある人の乗車運賃を無料にし、外出支援と社会参加の促進を図ります。また、できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境の整備を検討します。	利用人数		社会福祉課 障害福祉課 都市計画課
		—	高齢者 延 150,000人 障害者 延 52,000人	